

可児市立小中学校通話録音装置の設置及び管理運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、学校における教育指導上の紛争の防止を図るとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除することを目的として学校に設置する通話録音装置の管理運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 可児市立小学校及び中学校をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話開始とともに、自動で通話内容を録音し、記録する装置をいう。
- (3) 通話記録 通話録音装置により録音された音声及び記録された通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の電磁的記録をいう。
- (4) 記録媒体 通話記録を電磁的方法により記録したハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置の適正な運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音装置操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置く。

2 前項の職に充てる職員及び職務の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	職 員	職務の内容
管理責任者	校長	通話録音装置及び通話記録を管理すること、並びに操作取扱者を指名し、当該操作取扱者に指示すること。
操作取扱者	管理責任者が指名する職員	管理責任者の指示に従い通話録音装置を操作し、通話記録の管理を行うこと。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 教育委員会は、学校の通話録音装置の設置、利用目的、管理方法等について、市のホームページ等において公表するものとする。

(準用)

第5条 この訓令に定めるもののほか、学校の通話録音装置の管理運用については、他に特別の定めがある場合を除き、可児市庁舎等における通話録音装置の設置及び管理運用規程（令和7年可児市訓令甲第1号）の例による。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。